

2014.8.5

秋田県知事 佐竹敬久 様

2014 年 7 月 18 日

全日本建設交運一般労働組合全国ダンプ部会
部会長 森谷 稔

全日本建設交運一般労働組合秋田ダンプ支部
執行委員長 田中喜三男

要 請 書

公共工事の迅速かつ円滑な施工確保、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等に尽力されていることと思います。昼夜を分かたぬご奮闘に、心からの敬意を表します。

さて、毎年恒例となった当組合の全国ダンプキャラバンは今年で 21 回目となります。今回、忌憚のない意見を交わしたいと考えております。

昨年 4 月 18 日、太田国交大臣自らが建設業界トップを集めて要請したとおり、公共事業の円滑な執行並びに技能労働者の適切な賃金水準の確保は、建設業の未来、被災地の経済的復興からも重要な課題であります。

下記の通り要請事項をまとめましたので、鋭意ご検討のうえ、ご回答下さい。宜しくお願い致します。

★の部分が秋田県のお返

記

1.重層下請構造のもと、車持ちダンプ労働者に著しい低単価が押し付けられ、過積載や速度超過、長時間運転などによる過労運転など違法行為の要因となっています。最大の元凶は、建設業界による指値です。個別具体的な工事について、関係者から指摘があった場合は、「建設産業におけるシステム合理化指針」に基づいて、元請業者を指導して下さい。交通安全を担保し、まともな生活ができる単価実現のため、具体的な改善策を講じて下さい。

★「指導要綱」を設け、夏冬の通達の中で、指値をつつしむよう通知している。標準工法にもとづいて標準的な労務単価を単価表で算定している。民間相互の関係に関与できない。当事者間で行ってほしい。

2.ダンプの交通安全対策は、交通安全対策基本法に基づき、都道府県においては知事が責任を持つことになっています。全国交通安全運動における「国土交通省実施計画」では、「ダンプ規制法第 12 条団体等について優先的な配慮がなされるよう、元請事業者に対して趣旨を徹底する」となっています。秋田県においても国に準じて、直轄工事を請け負った元請会社に徹底して下さい。

秋田県の「入札参加にあたっての留意事項」（契約図書の一部）にある「ダンプ規制法第 12 条団体等の使用促進措置」は交通安全を実現し、交通安全の保障となるダンプ労働者の経済的地位向上を実現するための特別措置です。

昨年度、公共工事設計労務単価が 2 度にわたって大幅に引き上げられ、その分工事原価が上がっています。「交通安全対策基本法」や国交省の「建設業法令遵守ガイドライン」にもとづいて、末端のダンプ労働者に工事原価が支払われるよう請負者指導を徹底するとともに、「ダンプ規制法第 12 条団体等の使用促進措置」が取られるよう地域振興局や請負者ら関係者に対し、くりかえし指導を徹底して下さい。具体的には、監督員のチェックリストの項目としても盛り込んで下さい。

★「留意事項」は、遵守すべき事項である。これにしたがって指導していきたい。安全管理の項目に 12 条団体等の使用促進を入れている。所属しているところについては評価している。

3.車持ちダンプ労働者など、一人親方として働く労働者が多数います。これらの労働者が、労災にあっても救済されないケースが多々あるため、秋田県は「入札参加にあたっての留意事項」に「一人親方等の特別加入」への加入促進を記載し、周知を図っていますが、徹底されていません。国土交通省土木工事共通仕様書 1-1-1-40「保険の付保及び事故の補償」の中の 3. 保険加入の義務の項で、「受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない」とあります。秋田県もこれに準じた対応を求めます。具体的には、一人親方等の労災保険特別加入を義務付け、元請が行なう新規入場者アンケートに労災保険特別加入の有無と保険番号を記入させる、あるいは加入証明書を提出させるなどの対策を講じて下さい。

★秋田県も国交省と同じく共通仕様書に記載している。元請が内容を判断して実施している。県は加入を促進しているので、周知を図りたい。

4.秋田県の発注する建設工事現場において、ダンプ労働者や建設労働者に対して元請会社の責任で「建退共証紙」が貼付されるよう、個別工事ごとに監督員などを通じて秋田県の「入札参加にあたっての留意事項」を示すとともに、新たに文書を出すなどして繰り返し徹底して下さい。元請会社は「新規入場者アンケート」を実施しているので、その際に労働者から建退共手帳の写しを求めるよう指導を徹底して下さい。

★遵守事項として繰り返し徹底している。平成 17 年に購入状況をすべての工事で把握するよう受注者に周知している。手帳については、受注者で確認すべきとしている。証紙貼り付けは実績表で確認等を行っている。

5.建設業界の不況を反映して、全国的にダンプ過積載が蔓延しています。過積載根絶の手段として、重量リミッター(過積載防止装置)の装着義務付けに取り組んで下さい。公共工事の発注者として、このことを関係機関に上げて下さい。

★過積載については防止要綱で点検を行っている。

6 下請業者や、そこで働く労働者が、請負代金や賃金の不払いに遭った際には、建設業法第 41 条の趣旨に基づいて、元請会社が立替払いをすることになっています。また、第 154 回国会における国交大臣答弁では「建設業法第 41 条の趣旨をわきまえない業者に対しては、特定建設業の許可を取り消す」となっています。不払い事件が発生した場合は、迅速で的確な対応を取って下さい。

★建設業法 26 条－6 で支払いについて定めている。特に特定建設業者については、下請の監督・保護を指導している。仮に相談があった場合は、当事者間でのあそいが基本だが、国交省等のかけこみ寺を紹介することになる。

7. 消費税が 8%に引き上げられました。その課税の仕組みから増税分を価格転嫁しにくい中小零細事業の多い秋田県経済は、いっそう停滞・深刻化しています。同時に今後は、雇用労働者が減少し、一人親方化、請負化が顕著になることは明らかです。秋田県経済を疲弊させるさらなる消費税増税に県として反対を表明し、関係する国の機関に働きかけて下さい。車持ちダンプ労働者らに消費税が適正に転嫁されるよう、建設業者に徹底して下さい。

★適切な転嫁対策を求めている。下請負等の実地調査で、消費税転嫁の問題を取り上げて指導を行っている。

※キャラバンの際、「秋田県の留意事項は契約事項にあたるのか」と質問したが、7 月 25 日にその答えが建設政策課建設業班の奈良主幹から来た。回答は、以下の通り。「留意事項は現説事項なので、契約事項の中に入る」